

国内野鳥において高病原性鳥インフルエンザ が確認されました！

今季
2例目

10月8日(火)、北海道別海町で採取された糞便について、北海道大学でウイルス分離検査を実施したところ、10月15日(火)に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)が検出されたとの報告。

予防対策として再度下記事項の確認をお願いします

1. 発生予防

- (1)「衛生管理区域」の区画を明確にしましょう。
 - ・区域を出入りする車・人・物は、消毒を徹底しましょう。
 - ・区域に立ち入った人を記録し、保存しましょう。
- (2)鶏舎や防鳥ネットの破れを点検し、野鳥を含む野生動物の侵入を防ぎましょう。
- (3)給餌・給水施設や飼料の保管場所にねずみや野鳥などの野生動物の排泄物が入らないようにしましょう。
- (4)定期的に家きん舎と道具の清掃・消毒をしましょう。
- (5)農場出入口や鶏舎周辺の消毒(石灰散布等)をしましょう。

2. 早期発見・通報

- (1)毎日の健康状態を観察し、「異状」(下記①～③)が見られたらすぐに家畜保健衛生所に通報しましょう。
 - ①鶏舎ごとの1日の家きんの死亡率が直近21日間における平均死亡率の2倍以上になった場合。
 - ②家きんに鶏冠・肉垂等のチアノーゼ・沈うつ・産卵率の低下等の症状が見られる、5羽以上の家きんがまとまって死亡又はうずくまっている場合。
 - ③民間獣医師等が行った簡易検査キットや抗体検査による陽性を確認した場合。

山梨県東部家畜保健衛生所

電話：055-262-3166 FAX：055-262-3108

夜間・土日・休日の連絡先：090-5535-8005

土日・休日の連絡先：090-5544-7868